

第七十四号議案

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「定める指定介護老人福祉施設」の下に「等」を加える。

第六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第八条第一項第四号中「その」を「緊急やむを得ない」に改める。

第二十条第五項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二十七条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第三十一条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第二項を第六項とし、第

一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十二条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
第三十八条の二の次に次の一条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）
第三十八条の三 指定介護老人福祉施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催しなければならない。

第四十一条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第三号中「身体的拘束等」を「第二十条第五項の規定による身体的拘束等」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第四十六条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十七条第七項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三十二条第三項（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十一条第一項（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十一条第一項中「定めなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第三十八条の三（新条例第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十八条の三中「しなければならない」とあるのは「するよう努めなければならない」とする。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十六号）の施行による指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）の改正に伴い、入所者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。